

## 国土地理院地理資料閲覧規則

	平成13年	3月12日	国地達第23号
(改正)	平成24年	2月27日	国地達第2号
(一部改正)	令和元年	6月28日	国地達第8号
(一部改正)	令和2年	12月21日	国地達第8号
(一部改正)	令和4年	12月26日	国地達第12号

### (総則)

第1条 国土地理院地図と測量の科学館（以下「地図と測量の科学館」という。）において管理する地理資料の閲覧及び利用（以下「閲覧等」という。）については、この規則の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規則において地理資料とは、歴史的若しくは文化的な資料として又は学術研究用の資料としての地図、測量に関する写真及び文献並びに研究資料その他これらに類するものをいう。

### (目録の整備)

第3条 地理資料の閲覧等の利便を図るため、国土地理院長は、地理資料の目録を作成し、及び国土地理院ウェブサイトで公開し、並びに情報サービス館の閲覧所（以下「閲覧所」という。）に備え置くものとする。

### (地理資料の公開)

第4条 国土地理院長は、国土地理院ウェブサイトでの公開、地図と測量の科学館における展示施設での展示、広報を通じた目録等の紹介等、適宜の方法により、地理資料の公開に努めなければならない。

### (閲覧等の方法)

第5条 地理資料の閲覧等は、国土地理院ウェブサイトにおいて行う。この場合には、第8条の規定に関わらず、国土地理院コンテンツ利用規約に定めるところにより閲覧等を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、次の各号の方法により地理資料の閲覧等を行うことができる。
  - 一 閲覧所における地理資料の原本（原本の複製物を含む。以下同じ。）の閲覧
  - 二 閲覧所における地理資料の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の閲覧等
- 3 国土地理院長は、特に必要があると認める場合には、前二項の規定に関わらず、当該必要と認める方法により閲覧等を行うことができる。

(閲覧等の時間)

第6条 閲覧所における地理資料の閲覧等の時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 国土地理院長は、特に必要があると認める場合には、前項の規定に関わらず、臨時に閲覧等の時間を変更することができる。この場合においては、その都度その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧等の業務を行わない日)

第7条 閲覧所における地理資料の閲覧等の業務を行わない日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

2 国土地理院長は、特に必要があると認める場合には、前項の規定に関わらず、臨時に、閲覧等の業務の全部若しくは一部を休止し、又は閲覧等の業務を行わない日を設定することができる。この場合においては、その都度その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧等の手続)

第8条 閲覧所において地理資料の原本又は電磁的記録を閲覧しようとする者は、地理資料閲覧申込書（別記様式第1）により申込みを行うものとする。

2 地理資料の電磁的記録の利用を行おうとする者は、地理資料利用申込書（別記様式第2）により申込みを行うものとする。

(閲覧等の手数料)

第9条 地理資料の閲覧等に要する手数料は、無償とする。

(閲覧等の制限)

第10条 地理資料の閲覧等を行おうとする者は、閲覧等の手続及び実施に当たっては、担当職員の指示に従わなければならない。

2 国土地理院長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、地理資料の閲覧等の全部又は一部を制限することができる。

一 地理資料に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条第1号、第2号又は第3号に掲げる情報が記録されている場合

二 地理資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は行政機関情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けたもので、当該期間が経過していない場合

三 地理資料の破損又は汚損を生じるおそれがある場合

四 くん蒸等の劣化防止措置、修復、目録整備その他地理資料の保存管理を行うために必要な場合

五 学術研究等のため、他に使用されている場合

六 犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で使用することが明らかな場合

七 その他国土地理院長が特に制限をする必要があると認める場合

(地理資料の利用上の責任)

第11条 地理資料を利用する者は、当該地理資料を出版物に掲載する等の使用によって、第三者との間に生じた問題については、自らの責任をもって解決しなければならない。

(損害の賠償)

第12条 地理資料の閲覧等を行う者は、地理資料の原本に損害を与えたときは、その相当の代価を弁償しなければならない。

(規則の公開)

第13条 この規則は、国土地理院ウェブサイトで公開及び閲覧所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(特例)

第14条 この規則に定めのない事項又はこの規則の定めにより難しい事項については、国土地理院長が別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成24年2月27日から施行する。

附 則

この達は、令和元年5月7日から適用する。

附 則

この達は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

この達は、令和4年12月26日から施行する。



国土地理院長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_

社名

役職氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

### 地理資料利用申込書

利用目的			
利用希望日	令和 年 月 日		
資料番号	地理資料名	種別	数量
		電磁的記録	1式
利用場所			
利用方法			
担当者及び連絡先			
備考			